

6月は「外国人雇用啓発月間」です
ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～

外国人（特別永住者等を除く。）の雇入れ及び離職の際には、その
氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。

外国人労働者の適正な雇用の推進及び不法就労の防止を図ること
について、事業主をはじめ皆様のご理解とご協力をお願いします。

*問い合わせ先：岐阜労働局職業対策課（電話 058-245-1314）

又は最寄りのハローワーク